

審 査 決 定 報 告 書

総務環境委員会

さきの平成29年第2回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第46号ほか3件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、6月22、23日の両日、委員会を開催し、慎重に審査を行いましたが、その結果は下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第47号 水戸市復興産業集積区域における固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

本案については、課税免除の特例措置の適用を受ける業種、制度周知の方法、認定申請から課税免除までの手続、期限延長による認定件数への影響、4年間の期限延長と5年間の課税免除期間の考え方等について、種々質疑応答を重ねた後、委員から、「東日本大震災からの復興のため重要な制度であり、適切な制度運用に当たられたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第52号 水戸市総合運動公園市民球場改修工事請負契約の締結について

本案については、契約相手方の代表取締役の変更理由及びその経緯、契約締結の効力、改修工事に伴う施設の利用料金への影響の有無、スピードガンの料金設定の考え方等について、種々質疑応答を重ねた後、委員から、「改修後の施設の利用料金の設定に当たっては、過度な市民負担が生じないように、適切な料金設定に努められたい」等の意見が出されました。

続いて、委員から、「議案の提出に当たっては、関係各課の連携が不足することのないよう留意されたい」等の意見が出された後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上のほか、議案第46号 水戸市市税条例の一部を改正する条例、議案第53号 平成29年度水戸市一般会計補正予算（第1号）（ただし、第1表中歳出を除く）についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、いずれも全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第46号、議案第47号、議案第52号、議案第53号（ただし、第1表中歳出を除く）

以上、原案を認める。

上記のとおり報告する。

平成29年6月27日

水戸市議会議長 村田進洋様

総務環境委員会
委員長 安藏 栄